

## 子どもの歯の矯正治療に保険適用を求める意見書

歯並びや噛み合わせが悪いと、歯磨きがしづらいため虫歯や歯周病になりやすいなど口腔内の環境が悪くなるだけでなく、発音が不明瞭になったり、全身の健康に悪影響を与えることがあります。しかし、歯の矯正治療の保険適用範囲は、特定の手術が必要な場合や特定の疾患に起因するものなどごく狭い範囲に限定されており、原則として保険適用となっておりません。

一般的に歯列の矯正治療には、初診から矯正治療後の保定期間の通院まで含めた総額で数十万円、場合によっては100万円を超えるような高額な費用がかかるとされ、保険適用されないままでは、経済的理由により子どもの歯の治療ができない家庭が生じることが懸念されます。

実際、全国保険医団体連合会が2021年5月23日に発表した「2020年学校健診後治療調査」によると、歯科健診の結果「要受診」と診断された児童・生徒のうち62.3パーセントが「未受診」で、他の健診分野と比較して未受診の割合が高くなっており、あわせて、歯列の悪化の人数が増加傾向にあることや、歯列矯正が高額であることを理由に未受診となっている事例があることが報告されています。

日本学校歯科医会も指摘されているように、学校健診の項目として「歯列・咬合」は外すことのできないものですが、学校健診の結果を受けて受診した際に保険が適用されない項目は「歯列・咬合」だけです。義務教育である小・中学校での健診の結果、「要受診」と診断されて、治療の受診結果を学校に提出することが求められているにもかかわらず、保険適用されず全額自己負担で治療しなければならないということは、制度として不整合があると言えます。

よって、美容整形に該当しない子どもの歯の矯正治療に保険適用をすることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 3年12月15日

大和郡山市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣